

あす 明日の建設産業を考える山梨会議の設置について

1 . 趣旨

本県の建設産業は今後も、社会インフラや良質な住宅等の整備、今後の老朽化への対応、さらには災害発生時の復旧対応などを通じて、県民生活の安全・安心を支えるとともに、地域経済の発展や雇用面についても継続的に貢献することが期待されている。

一方、全産業的に生産年齢人口の減少が進む中、本県建設産業においては若年入職者の減少や若手技術者等の離職率が高い状況が続いており、担い手不足の解消に一層取り組む必要がある。

さらに、建設現場の生産性向上のため、昨今急速に進展しつつあるICTの活用など「未来型」の投資や新技術への対応も求められている。

こうした状況を踏まえ、建設業界をはじめ経済・産業界、教育関係等幅広い分野からの専門家で構成する「明日の建設産業を考える山梨会議」を設置し、本県建設産業のあるべき将来像の検討、施策の方向について提言を受ける。

2 . スケジュール

10月12日(金) 第1回会議

年度内を目途に中間提言とりまとめ

明日の建設産業を考える山梨会議設置要綱

(設置の目的)

第1条 地域の守り手である建設産業の健全な発展を図るため、課題解決に向けた意見交換の場として、「明日の建設産業を考える山梨会議」（以下「山梨会議」という。）を設置する。

(組織)

第2条 山梨会議は、知事が委嘱する外部の専門家・有識者等により構成する。

(任期)

第3条 委員の任期は、平成30年10月12日から山梨会議解散時までとする。

(所掌事項)

第4条 山梨会議では、次の事項について意見交換等を行う。

- (1) 県内建設産業の活性化推進に関すること。
- (2) その他必要と認めるもの。

(委員長)

第5条 山梨会議に委員長を置く。

- 2 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第6条 山梨会議は、委員長が議長になる。

- 2 山梨会議は必要に応じ、事案に係る者を会議に出席させ、意見を求めることができる。
- 3 山梨会議は、原則公開とする。

(事務局)

第7条 山梨会議の運営に関する事務は、(一社)山梨県建設業協会及び山梨県県土整備部建設業対策室において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、山梨会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年10月12日から施行する。